保護者の皆様へ

県立守山中学校・高等学校 校 長 明 吉 正 知

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる学校の対応について (お知らせ)

平素は、本校の教育活動に格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。 新型コロナウイルス感染症が5月8日から法律上の5類感染症に移行することを受け、 学校における感染症にかかる対応について、令和5年4月28日付けで県教育委員会より通 知がありました。この通知に基づき、本校における対応について、下記のとおりとしますの でお知らせいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- 学校教育活動にあたって、マスクの着用を求めないことを基本とし、昼食の場面において、「黙食」の必要はありません。
- 基本的な感染対策として、効果的な換気、咳エチケット、手洗い等の手指衛生等を、 引き続き実施します。

2. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の措置について

- <u>生徒の感染が判明した場合</u>には、学校保健安全法に基づく<u>「出席停止」の措置を講じます(インフルエンザ罹患時と同様の対応)</u>。
- 保健所から新型コロナウイルス感染症罹患者の「濃厚接触者」として特定されること はありません。よって、<u>濃厚接触を理由とした出席停止の措置は行いません</u>。
- <u>陰性の場合</u>であっても、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があるときには登校 しないようお願いします。なお、この場合、出席停止の措置は行いません。

※4月10日付のお知らせから変更した箇所に下線を付しています。